

～宿泊約款～

適用範囲

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款のさだめるところによるもの

としこの約款に定めない事項については、法令または一般に確立された習慣によるものとします。

2 当館が法令および習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するもの

とします。

宿泊契約の申込み

第2条 当館の宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日および到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第一の基本宿泊料による）
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し込まれた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかった

ことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるときは3日間）の基本宿泊料を限度とし

て当施設が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返

還します。

4 2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする しないこととする しないこととする特約

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後前項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じないことがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第二項申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の 宿泊契約締結の拒否

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

宿泊客の契約解除権

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条 第2項

の規定により当施設が申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿

泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。当館

が第4条 第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後八時（あらかじめ到着予告時刻が明示されている場合は、

その時刻を二時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除したものとみ

なし処理することがあります。

当館の契約解除権

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊にかんし、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められ

るとき、または同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(3) 宿泊にかんし合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(5) 宿泊しようとする者が、泥酔、または言動等により他の宿泊者に迷惑をおよぼすおそれがあると認められたとき。

宿泊の登録

第8条 宿泊者は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他ホテルが必要と認める事項

2 宿泊者が第10条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする

きは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第9条 宿泊者が、客室を使用いただく時間は、午後3時から翌朝10時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合

においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 前項の規定にかかわらず、同項に定める時間間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げ

る追加料金を申し受けます。

(1) 超過1時間延長に付き一部屋1,300円(税込み)

(2) 大広間のご利用は一時間延長に付き1,800円(税込み)

(3) その他当館が事前にお客様に提示した料金

利用規則の遵守

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第11条 主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の

掲示、客室内の館内ご案内等でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

イ 門限 午後11時

ロ フロントサービス 午前7時30分～午後10時

(2) 飲食等(施設)サービス時間

イ 昼食 午前11時00分～午後2時00分

ロ 夕食 午後5時00分～午後8時00分

その他の飲食等は午後8時30分オーダーストップ

(3) 附帯サービス施設時間

内風呂・露天風呂共に24時間ご入浴できます(清掃等の時間を除く)。前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時

に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

客室の使用時間

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当館の責任

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与し

たときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館(ホテル)の責めに帰すべき事由によるものでない

ときは、この限りではありません。

2 当館は、消防機関が交付する適マークの対象外施設(二階以下または収容人員が30名未満)ありますが、防

火施設の整備に努める他、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供が出来ないときの取扱い

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解をえて

できる限り同一の条件により他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

供託物等の取扱い

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたとき

は、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価値の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、その限りではありません。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします

駐車場の責任

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第 17 条 宿泊客の故意又は過失により当館（ホテル）が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館（ホテル）に対し、その損害を賠償していただきます。

《別表第 1》宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項、及び第 12 条第 1 項関係)

泊料金	[1]基本宿泊料(室料+朝・夕食)
追加料金	[2]追加飲料(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利
	用料金
税金	イ、消費税
	ロ、入湯税

[備考]

- 基本宿泊料金は当館が設定する料金表によります
- 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の 70%、子供用食事と寝具を提供したときは 50%、寝具のみを提供したときは 30%をいただきます。
- 寝具及び提供しない幼児については施設利用料として 2,100 円をいただきます。

《別表第 2》違約金（第 6 条第 2 項関係）

《別表第 2》違約金(第 6 条第 2 項関係)

約解除の通知を うけた日 契約申し込み人数	不泊	当日	前日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	9 日 前	15 日 前	30 日 前
	14 名まで	100%	80%	50%	30%	30%			
15～30 名まで	100%	80%	50%	30%	30%	20%			
31 名～100 名まで	100%	100%	80%	50%	30%	20%			
101 名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	20%	15%	10%

[注]

- %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受します。
- 団体客（15 名以上）の一部について契約の解除があった場合、14 名までの違約金の定めるキャンセル料金を申し受けます。